

熊本市事件等対策本部設置要綱

制定	平成19年	3月1日	市長決裁
改正	平成19年	4月1日	総務局長決裁
	平成20年	4月1日	総務局長決裁
	平成21年	4月1日	総務局長決裁
	平成22年	10月1日	危機管理防災室長決裁
	平成23年	4月1日	危機管理防災室長決裁
	平成24年	4月1日	危機管理防災総室長決裁
	平成24年	9月1日	危機管理防災総室長決裁
	平成27年	4月1日	危機管理防災総室長決裁
	平成28年	4月1日	危機管理防災総室長決裁
	平成31年	4月1日	危機管理防災総室長決裁
	令和2年(2020年)	4月1日	危機管理防災総室長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の不特定多数の市民の生命、身体若しくは財産に重大な被害を及ぼす事態又は及ぼすおそれのある事態（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に定める災害を除く。以下「危機事象」という。）に対処するため、熊本市事件等対策本部（以下「対策本部」という。）を設置することについて、必要な事項を定めたものである。

(設置)

第2条 市長は、危機事象に対処するため設置が必要と認める場合は、対策本部を設置するとともに、その名称を定める。

(所掌事務)

第3条 対策本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 対応方針の決定及び実施に関すること。
- (2) 被害状況、対策状況等の総合的な掌握に関すること。
- (3) 関係機関との連絡調整及び関係機関への協力要請に関すること。
- (4) 広報等に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、危機管理を実施するため必要なこと。

(組織)

第4条 対策本部の本部長（以下「対策本部長」という。）は、市長をもって充て、対策本部の事務を総括する。

2 対策本部の副本部長は、副市長をもって充て、対策本部長を補佐し、対策本部の事務を整理する。

3 対策本部の本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充て、その所掌事務に係る措置を実施し、所属職員を指揮監督する。

4 対策本部長は、対策本部に事務局を置き、各局区対策部を設置するとともに必要に応じて東京地方連絡班を置く。

5 対策本部長は、必要に応じて総合調整室を設置する。

6 対策本部長は、必要があると認めるときは、現地に現地対策本部を置く。

7 本部会議は、対策本部長、副本部長及び本部員で構成される。

(本部会議)

第5条 本部会議は、対策本部長が随時招集して行う。

2 対策本部長が必要と認めるときは、本部員以外の者に会議への出席を求めることができる。

3 本部員は、必要に応じて対策本部長に会議の開催を求めることができる。

(事務局)

第6条 対策本部の事務局は、危機管理防災総室及び主たる対応局・区等とする。

2 事務局は、必要に応じて、関係する各局、区に協力を求めることができる。

3 事務局は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 危機対策に関する情報の収集整理
- (2) 本部会議資料の調整
- (3) 本部会議での決定事項の各局・各区等への伝達及び実施の促進
- (4) 各局・各区等間の連絡調整
- (5) その他本部の庶務に関する事項

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年(2020年)4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

危機管理監	消防局長
政策局長	交通事業管理者
総務局長	上下水道事業管理者
財政局長	病院事業管理者
文化市民局長	教育長
健康福祉局長	議会事務局長
環境局長	各区長
経済観光局長	
農水局長	
都市建設局長	その他本部長が指名する職員